

「万葉集東歌と古代日本語の表記」

「宣命書について」

群馬県立女子大学 北川 和 秀

1. 漢字の用法（正訓字と万葉仮名）
 - ・表意的用法（正訓字）……山、海原、音、神、来、恋
 - ・表音的用法（万葉仮名）……也麻、宇奈波良、於登、可未、久流、古非、孤悲

2. 万葉集における歌の表記

① 正訓字を主とし、助詞・助動詞などを表記しない歌

a 是量 恋物 知者 遠可見 有物（二三七二） 柿本人麻呂歌集
b 春楊 葛山 発雲 立座 妹念（二四五三） 柿本人麻呂歌集

② 一首全体を万葉仮名で表記した歌

c 宇利波米婆 胡藤母意母保由 久利波米婆 麻斯提斯農波由 伊豆久欲利
枳多利斯物能曾 麻奈迦比尔 母等奈可利提 夜周伊斯奈佐農

d 多麻河伯尔 左良須豆久利 佐良左良尔 奈仁曾許能児乃 己許太可奈之伎（八〇二） 山上憶良

③ 正訓字を主とし、助詞・助動詞などを万葉仮名で表記した歌

e 痛足河 河浪立奴 卷目之 由槻我高仁 雲居立有良志

f 雪己曾波 春日消良米 心佐問 消失多列夜 言母不往来（二〇八七） 柿本人麻呂歌集
（二七八二） 柿本人麻呂歌集

3. 中国の例

① 東南陸行五百里、到伊都國。官曰爾支、副曰泄謨觚・柄渠觚。有千餘戸。世有王、皆統屬女王國。郡使往來常所駐。東南至奴國百里。官曰咒馬觚、副曰卑奴母離。有二萬餘戸。東行至不彌國百里。官曰多模、副曰卑奴母離。有千餘家。南至投馬國、水行二十日。官曰彌彌、副曰彌彌那利。可五萬餘戸。南至邪馬台國、女王之所都、水行十日、陸行一月。官有伊支馬、次曰彌馬升、次曰彌馬獲支、次曰奴佳鞮。可七萬餘戸。
（魏志倭人伝）

* 東南陸行五百里にして、伊都國に到る。官を爾支と曰ひ、副を泄謨觚・柄渠觚と曰ふ。千餘戸有り。世々王有りて、皆女王國に統屬せり。郡使の往來に常に駐まる所なり。東南奴國に至る百里。官を咒馬觚と曰ひ、副を卑奴母離と曰ふ。二萬餘戸有り。東行して不彌國に至る百里。官を多模と曰ひ、副を卑奴母離と曰ふ。千餘家有り。南投馬國

に至る、水行二十日。官を彌彌と曰ひ、副を彌彌那利と曰ふ。五萬餘戸ばかりなり。南邪馬台國に至る、女王之都する所、水行十日、陸行一月。官に伊支馬有り、次を彌馬升と曰ひ、次を彌馬獲支と曰ひ、次を奴佳鞮と曰ふ。七萬餘戸ばかりなり。

② 觀自在菩薩 行深般若波羅蜜多時 照見五蘊皆空 度一切苦厄 舍利子 ……即說咒曰 羯諦 羯諦 波羅羯諦 波羅僧羯諦 菩提薩婆訶 般若心經（般若心經）

◎ 以下、散文について

4. 五・六世紀の日本の例

○ 稻荷山古墳出土鉄劍銘（埼玉県行田市稻荷山古墳出土鉄劍。四七一年か五三一年）

【釈文】

（表）辛亥年七月中記乎獲居臣上祖名意富比埵其兒多加利足尼其兒名旦已加利獲居其兒名多加披次獲居其兒名多沙鬼獲居其兒名半旦比

（裏）其兒名加差披余其兒名乎獲居臣世々為杖刀人首奉事来至今獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時吾左治天下令作此百練利刀記吾奉事根原也

【訓読文】

辛亥年七月中記す。乎獲居臣、上祖の名は意富比埵、其の兒多加利足尼、其の兒名は旦已加利獲居、其の兒名は多加披次獲居、其の兒名は多沙鬼獲居、其の兒名は半旦比、其の兒名は加差披余、其の兒名は乎獲居臣。世々杖刀人の首と為て、事へ奉り来たりて今に至る。獲加多支鹵大王の寺斯鬼宮に在りし時、吾天下を治むることを左く。此の百練の利刀を作らしめて、吾が事へ奉る根原を記すなり。

* 漢文の語順。万葉仮名は固有名詞のみ。

5. 日本語の語順で記した例

① 山上碑（天武十年）六八一

【釈文】

辛巳歲集月三日記 佐野三家定賜健守命孫黑壳刀自此新川臣兒斯多々弥足尼孫大兒臣娶生兒長利僧母為記定文也 放光寺僧

【訓読文】

辛巳の歲集月三日記す。佐野の三家と定め賜ひし健守命の孫 黒壳刀自、此れ新川臣の兒斯多々弥足尼の孫大兒臣に娶ひて生める兒、長利僧、母の為に記し定むる文也。放光寺の僧なり。

② 滋賀県西河原森ノ内遺跡出土木簡（天武朝中期）

【釈文】

・ 檟直伝之我持往稻者馬不得故我者反来之故是汝卜部
・ 自舟人率而可行也 其稻在処者衣知評平留五十戸旦波博士家

【訓読文】

・ 棕直伝ふ。我が持ち往たりし稲は、馬得ぬ故に、我は反り来し。故、是の汝卜部、自ら舟人率て行くべし。其の稲の在処は、衣知評平留五十戸の旦波博士の家ぞ。

*日本語文の語順だが、一部漢文の語順もある。万葉仮名は固有名詞のみ。

6. 固有名詞以外を万葉仮名で表記した例（宣命大書体）

①. [御命受止] 食国々内憂白

・ [久カ] 止詔大 [御命カ] 乎諸聞食止詔（藤原宮木簡。大宝以前か）
・ 御命を受くと食す国々の内、憂え白す くと詔りたまふ大御命を諸聞きたまへよと詔りたまふ。

②. 詔大命乎伊奈止申者

・ 頂請申 使人和 [安カ] [藤原宮木簡]
・ と詔りたまふ大命をいなど申さば



*日本語文の語順で記し、助詞・助動詞などを万葉仮名で記す。

7. 二種類の大きさの文字を用いた例（宣命小書体）

① 二斗出買 [有カ] 御取牟可（藤原宮木簡）

② 世牟止言而 [桔本止飛鳥寺（飛鳥池木簡）]

③

謹解

申請海上郡大領日仕奉事

中宮舍人左京七條人從八位下海上國造他田日奉

部直神護 我下總國海上郡大領日仕奉

申故 波神護 我祖父小乙下忍難波 朝庭

大領日仕奉 父退廣肆宮麻呂飛鳥

*正訓字の下の万葉仮名を小字で記す。

（他田日奉部神護解。天平二十年）

8. 文章全体を万葉仮名で記した例

○和岐弓麻宇須多加牟奈波阿 [止毛々多] [比止奈] [止麻宇須]（平城京木簡）

9. 古事記の文章表記

・ 天地初発之時、於高天原成神名、天之御中主神。訓高下天云阿麻。下効此。次、高御産巢日神。次、神産巢日神。此三柱神者、並独神成坐而、隱身也。次、国稚如浮脂而、久羅下那州多陀用弊流之時、流字以上十字以音。如葦牙因萌騰之物而成神名、宇摩志阿斯訶備比古遲神。此神名以音。 （中略） 故、二柱神立 訓立云多々志。天浮橋而、指下其沼矛以画者、

・ 天地初めて発りし時に、高天原に成りし神の名は、天之御中主神。高の下の天を訓みて阿麻と云ふ。下此に効へ。次に、高御産巢日神。次に、神産巢日神。此の三柱の神は、並独神と成り坐して、身を隠したまひき。次に、国稚く浮ける脂の如くして、久羅下那州多陀用弊流時、流の字以上十字音を以る。葦牙の如く萌え騰る物に因りて成りし神の名は、宇摩志阿斯訶備比古遲神。此の神の名は音を以る。 （中略） 故、二柱の神、天の浮橋に立たし 立を訓みて多々志と云ふ。て、其の沼矛を指し下して画かせば、

《参考》

勅 從四位上高麗朝臣福信遣於羅波賜酒看入唐使

藤原朝臣清河等御歌一首 并短歌

虚見郡山跡乃國 水上波 地往如人 船上波 床座

如大神乃鎮在國 曾四船 能倍奈良倍 乎安早渡

来而還事奏日 余相飲酒 曾期豐御酒者

及歌一首

四船早還来 等白香著朕裳裙余鎮而將侍

（万葉集 卷一九・四二六四。西本願寺本）

韻文						散文						文						
謁諦謁諦波羅僧謁諦 波羅僧謁諦 菩提薩婆訶（般若心經）						《五・六世紀の日本》 辛亥年七月中記乎獲居臣上祖名意富比埤其兒多加利足尼其兒名弓已加利獲居其兒名多加披次獲居其兒名多沙鬼獲居其兒名半弓比／其兒名加差披余其兒名乎獲居臣世々為杖刀人首奉事来至今獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時吾左治天下令作此百練利刀記吾奉事根原也 （稻荷山鉄劍銘）						《中国》 東行至不彌國百里。官曰多模、副曰卑奴母離。有千餘家。南至投馬國、水行二十日。官曰彌彌、副曰彌彌那利。可五萬餘戸。南至邪馬台國、女王之所都、水行十日、陸行一月。官有伊支馬、次曰彌馬升、次曰彌馬獲支、次曰奴佳鞮。可七萬餘戸。 （魏志倭人伝）				【参考】		
												漢文		字順				
訓・仮名併用						万葉仮名		正訓字		仮名のみ		仮名表記の助詞等を含む		固有名詞以外は正訓字		字種		
万葉		木簡		万葉		木簡		万葉		木簡				宣命小書体		宣命大書体		大小
雪己曾波 春日消良米 心佐閑 消失多列夜 言母不往来（一七八二）		皮留久佐乃皮斯米之刀斯 （難波宮木簡）		奈尔波ツ尔作久矢己乃波奈 （阿波観音寺木簡）		春楊 葛山 発雲 立座 妹念（二四五三）		玉梓 君来 （平城宮木簡）		和岐豆麻宇須多加牟奈波阿 止麻宇須多比止奈 （平城京木簡）		二斗出買 御取牟可 （藤原宮木簡） 世牟止言而 桔本止飛鳥 （飛鳥池木簡）		卿等前恐々謹解 卿尔受給請欲止申 （藤原宮木簡） 詔大命乎伊奈止申者 （藤原宮木簡）		辛巳歳集月三日記 佐野三家 定賜健守命孫黑売刀自此新川 臣児斯多々弥足尼孫大児娶 生児長利僧母為記定文也放 光寺僧 （山上碑）		大化 640 大化 650 齊明 660 天智 670 天武 680 持統 690 大和 700 和銅 710 靈龜 養老 720 神龜 天平 730 740 平宝 750 天勝
		玉尔有皮手尔麻伎母知而伊 皮伊加尔 （平城宮木簡）		余能奈可波牟奈之伎母乃等志流等伎子伊与 余麻須万須加奈之可利家理 （七九三）						他田日奉部直神 護我下総国海上 郡大領司尔仕奉 止申故波（他田 日奉部神護解）								